

# 土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 清田 哲也

## 1 日 時

令和5年3月14日（火） 午後1時29分から  
午後3時10分まで

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席した委員の氏名

清田哲也、木付親次、嶋幸一、成迫健児、浦野英樹、吉村哲彦、小川克己

## 4 欠席した委員の氏名

な し

## 5 出席した委員外議員の氏名

太田正美

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 島津恵造 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- （1）第1号議案のうち本委員会関係部分、第10号議案、第11号議案及び第30号議案から第35号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- （2）第20号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- （3）放置艇対策について、津波災害警戒区域の指定について及び県有地の売却についてなど、執行部から報告を受けた。
- （4）閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。

## 9 その他必要な事項

な し

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ  
政策調査課政策法務班 副主幹 志村直哉

# 土木建築委員会次第

日時：令和5年3月14日（火）13：30～

場所：第1委員会室

## 1 開 会

## 2 土木建築部関係

13：30～15：40

### (1) 合議議案件の審査

- 第 20号議案 大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について  
(付託委員会：総務企画委員会)

### (2) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和5年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）  
第 10号議案 令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算  
第 11号議案 令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算  
第 30号議案 令和5年度における土木事業に要する経費の市町村負担について  
第 31号議案 権利の放棄について  
第 32号議案 大分県港湾施設管理条例等の一部改正について  
第 33号議案 工事委託契約の締結について  
第 34号議案 訴えの提起について  
第 35号議案 工事請負契約の締結について

### (3) 諸般の報告

- ①放置艇対策について  
②津波災害警戒区域の指定について  
③県有地の売却について  
④大分県広域景観保全・形成指針の策定について  
⑤大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画の策定について

### (4) その他

## 3 協議事項

15：40～15：50

- (1) 閉会中の継続調査について  
(2) その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**清田委員長** ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として太田議員に出席いただいています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

今回の執行部の予算議案の説明では、Side Books（サイドブックス）の通知機能を使って説明いただきます。タブレットで資料を御覧いただく方は、画面右下に青い通知が出たらクリックしてください。紙の資料で御覧いただく方は、執行部が印刷物のページ数を申し上げるので、そのページをお開きください。

常任委員会でSide Booksの通知機能を利用するのは、今回初めての試みとなるのでよろしく願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案9件及び総務企画委員会から合い議のあった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、総務企画委員会から合い議があった議案について審査を行います。

第20号議案令大分県使用料及び手数料条例等の一部改正についてのうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**島津土木建築部長** 今回、土木建築部からは合い議案件の審査として、大分県使用料及び手数料条例等の一部改正について、付託案件の審査として、令和5年度一般会計予算など3件の予算議案、並びに令和5年度における土木事業に要する経費の市町村負担についてなど6件の予算外議案について御説明します。これに加え、放置艇対策など計5件御報告します。

この後、それぞれ担当課室長から御説明及び御報告をするので、何とぞ慎重に御審議の上、

御賛同いただきますようお願いいたします。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正についてのうち、宅地造成等規制法の改正に伴うものについて御説明します。

タブレットの土木建築委員会資料2ページを御覧ください。

資料上部、1条例改正の目的を御覧ください。今回の改正は宅地造成等規制法改正に伴う条例の規定の整備を目的としています。

続いて、2法改正の概要を御覧ください。令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生しました。これを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命等を守るため、現行法を抜本的に改正して、宅地造成及び特定盛土等規制法とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制することになります。

旧法の経過措置期間ですが、法改正に伴い基礎調査等を行う必要があることから、新法の施行日から2年間は従前の規制が適用されます。

次に、3条例改正の概要を御覧ください。

改正を行う条例は①大分県使用料及び手数料条例、②大分県の事務処理の特例に関する条例の二つです。赤枠で示しているとおり、両条例とも法改正に伴う法名称の変更を行うとともに、附則にて経過措置について規定することにより、経過措置期間中は旧法の規定を適用できるように改正します。今後、国から新法の事務の詳細が明らかにされることにより、市への委譲事務の内容や手数料の金額や項目が見直されるため、経過措置が終了する令和7年5月までに、両条例については再度改正を行う予定です。

なお、4施行期日は宅地造成及び特定盛土等規制法の施行日である令和5年5月26日です。

**中園建築住宅課長** 同じく、第20号議案大分県使用料及び手数料条例等の一部改正についてのうち、建築関係法律事務の手数料の改正につ

いて御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

まず、1背景についてです。脱炭素社会の実現に向け、建築物の省エネ対策の強化及び建築規制の合理化を図るため、今年度、関係する三つの法律等が改正されています。

次に、2法改正の概要についてです。

中段の一番左(1)建築基準法を御覧ください。住宅や老人ホーム等において給湯設備等の省エネ機器を設置する場合に、その機械室等の面積を容積率制限の対象から除外する認定制度が新設されました。さらに、建築物の高さが制限される高度地区において、太陽光パネル等の省エネ設備を屋上に設置する場合に、それらを高さ制限の対象から除外する許可制度が新設されました。その右の(2)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律では、誘導的な省エネ基準に適合する建築物の評価に関して、従来の計算プログラムによる方法に加え、仕様基準による簡易な方法が新設されました。また、一番右の(3)都市の低炭素化の促進に関する法律においても、(2)の建築物省エネ法と同様の改正が行われたほか、表に記載のとおり環境省が取り組んでいるZEH(ゼッチ)、いわゆるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等と認定区分の整合が図られました。

次の4ページを御覧ください。

3条例改正の概要についてです。

(1)建築基準法関係事務については、既存の類似する認定や許可手数料と同額とし、容積率の認定については2万7千円、高さの許可については16万円としています。あわせて複数の建築物を一敷地とみなす総合的設計制度等の対象工事が拡大される改正がなされたため、規定の整備を行うものです。その右の(2)建築物省エネ法関係事務では、国が示した標準審査時間を基に算定を行い、中段の表のとおり仕様基準により認定する場合の手数を定めています。また、一番右の(3)低炭素法関係事務についても同様に算定を行うとともに、新たな認定区分の手数料については、既存の手数を算定根拠として中段右の表のとおり定めています。

4施行期日については、建築基準法関係事務は改正法の施行日である令和5年4月1日、その他については公布の日からとしています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第1号議案令和5年度大分県一般会計予算のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

**島津土木建築部長** 土木建築部の令和5年度当初予算の総括的な内容について御説明します。

御案内のとおり、今回の当初予算は4月に統一地方選挙を控えているため、骨格予算として編成しています。

資料の5ページを御覧ください。令和5年度当初予算説明資料(土木建築部)です。

まず、1歳出予算の表、左端の区分欄、一般会計の中頃、黄色で色付けしている計欄を御覧ください。赤枠で囲っている、土木建築部(A)の当初予算額は760億9,394万8千円を計上しています。表の右端の欄、R4年度当初予算額(B)と比べた伸び率ですが21.2%の減となっています。令和5年度の当初予算の編成にあたっては、当初予算編成方針にのっとり公共事業等の投資的経費は、本年度当初予算額の7割以内の計上を基本に、激甚化する自然

災害への対策等、年度当初から直ちに着手しなければならない事業などを計上することとした結果、土木建築部の総額は、本年度当初予算額のおよそ8割程度の規模となっています。

その下の水色で色付けしている内訳の欄を御覧ください。内訳欄の一番上、公共事業の予算額は501億1,153万5千円で、R4年度当初予算額(B)に比べ、率にして24.5%の減となっています。公共事業については、災害からの復旧・復興や激甚化する自然災害に対応するため、玖珠川の河川改修等の治水対策、砂防設備や地すべり防止施設の整備といった土砂災害対策、盛土災害の未然防止に向けた基礎調査などの防災・減災対策を重点的に進めていきます。また、日田山国道路、庄の原佐野線など将来発展の基盤となる社会資本の整備にも積極的に取り組んでいきます。

続いて、内訳欄の一番下、非公共事業の予算額は259億8,241万3千円で、R4年度当初予算額(B)に比べ、率にして14%の減となっています。非公共事業についても、県民の安全安心な暮らしを守るため、河川の河床掘削や急傾斜地の法面对策工、公共施設に係る点検や老朽化対策などのハード面の対策はもとより、木造住宅の耐震化に係る支援など、ソフト面の対策についてもしっかりと取り組んでいきます。加えて、建設産業における担い手確保や生産性の向上に向け、若者を対象にした建設産業の魅力発信やICT建機導入に対する支援などに、引き続き取り組んでいきます。

次に、区分欄の特別会計を御覧ください。

まず、1番目の大分県公債管理特別会計については4億1,546万円、その下の臨海工業地帯建設事業特別会計については10億46万6千円、その下の港湾施設整備事業特別会計については55億4,961万1千円を計上しています。

続いて同じページの下の方、2債務負担行為ですが、一般会計で36件525億7,136万3千円、港湾施設整備事業特別会計で2件8億1千万円の限度額設定をお願いしています。

以上で、令和5年度当初予算関係の総括的な

説明を終わります。

詳細については、関係課長から御説明するので、御審議のほどよろしくお願ひします。

**石掛土木建築企画課長** まず、土木建築部関係の債務負担行為について御説明します。

資料の6ページを御覧ください。

土木建築部については、一般会計で36件、港湾施設整備事業特別会計で2件、合計で38件の債務負担行為があります。そのうち主なものについて御説明します。

1 一般会計の左側の表を御覧ください。

3番、国道212号道路改良事業は、日田山国道路の1号トンネル工事に伴い160億円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に、右側の表を御覧ください。

31番、庄の原佐野線街路改良事業は、下郡工区の橋梁上部工事などに伴い46億5千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

次に35番、(公)県営住宅建設事業は、PFI方式によって実施する県営明野住宅建替工事に伴い73億7,797万9千円の債務負担行為の承認をお願いするものです。そのほかは、トンネルや橋梁といった規模の大きな工事に加え、適切な工期を確保すると、工期が令和6年度以降にわたる工事などについて、債務負担行為の設定をお願いするものです。

次に、2港湾施設整備事業特別会計の表を御覧ください。

1番、大分港荷役機械整備事業は、ガントリークレーンの更新工事に伴い6億5千万円の債務負担行為の承認をお願いするものです。

債務負担行為については以上です。

続いて、主な事業について、令和5年度土木建築部予算概要により各所属長から御説明します。

タブレットで資料を御覧いただく方は、画面右下に青い通知が出たらタッチしてください。紙の資料を御覧いただく方は、こちらからお伝えするページをお開きください。

まず、土木建築企画課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の12ページを御覧ください。

左上の枠外に款項の名称、右上枠内に目名を記載しています。また、表の一番左の列に事業名、その右隣には5年度当初予算額、一番右の列に事業概要を記載しています。

事業名欄の一番下、建設産業構造改善・人材育成支援事業費の予算額は2,480万円です。本事業は、建設産業における担い手の確保等を図るため、専用の特設サイトを活用した建設労働者のUIJターン促進やトイレ、更衣室の改修など就労環境改善の取組を支援するものです。

**五ノ谷建設政策課長** 建設政策課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

資料戻って、予算概要の10ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、建設産業DX推進事業費の予算額は1,100万8千円です。本事業は、建設産業の生産性向上を図るため、ICT施工に取り組む建設業者に対し、ICT建機の導入を支援するほか、ICT活用工事の研修の開催やアドバイザーの派遣を行うものです。

次にその一つ下、共生のまち整備事業費の予算額は5,600万円です。本事業は、高齢者や障がい者など全ての県民が自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、県が設置又は管理する公共施設のバリアフリー化を実施するものです。

次にその一つ下、地域の安心基盤づくりサポート事業費の予算額は8,200万円です。本事業は、地域に安心して住み続けられるよう、防災や生活環境の保全等を図るため、河川等の倒木や流木の除去などを業者と連携して行うとともに、ボランティア等の地域活動を支援する作業環境の整備や資機材の貸与等を行うものです。

次に、11ページを御覧ください。

事業名欄の一番上の新規事業、ドローン活用高度化事業費の予算額は920万円です。本事業は、ドローンを活用した建築物の施設点検の高度化を図るため、赤外線調査導入に向けた研修や赤外線機能付きカメラを搭載したドローンの導入を実施するものです。

**釘宮用地対策課長** 用地対策課関係の歳出予算

のうち、主なものについて御説明します。

資料戻って、予算概要の9ページを御覧ください。

事業名欄の上から4番目、公共用地先行取得事業費の予算額は10億円です。本事業は、緊急に用地買収が必要となった場合に機動的に対応するため、大分県土地開発公社が先行取得により事業用地を確保するための貸付金として、あらかじめ確保しているものです。

**竹島道路建設課長** 道路建設課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の17ページを御覧ください。

道路橋梁調査費の予算額は9,267万9千円です。本事業は、国県道における道路整備、維持管理の実施に必要な基礎調査、道路台帳補正などを行うものです。

次に、18ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、(公)道路改良事業費の予算額は107億5,481万8千円です。本事業は、日田山国道路など高規格道路を整備するとともに、その他の国県道の線形不良等の改良を行うものです。

次にその一つ下、(公)国直轄道路事業負担金の予算額は14億円です。本事業は、国土交通省が管理する一般国道の改築等に要する費用を負担するものです。

**中村道路保全課長** 道路保全課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の23ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、(公)交通安全事業費の予算額は19億1,100万円です。本事業は、児童生徒や高齢者等が安心して歩行できる道路空間を整備するため、歩道の設置や路肩の拡幅等を行うとともに、災害に強い道路機能を確認するため、無電柱化を実施するものです。

次にその二つ下、(公)道路施設補修事業費の予算額は57億8,557万2千円です。本事業は、利用者の安全を確保するため、定期点検の結果、早期対策が必要な橋梁、トンネル等の補修対策を行うとともに、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化を計画的に実施するものです。

次に、24ページを御覧ください。

事業名欄の一番下の新規事業、おもてなしの道路等環境整備事業費の予算額は1億635万7千円です。本事業は、デスティネーションキャンペーンに備え、来県する観光客等へ安全かつ快適な道路環境等を提供するため、観光地等を結ぶ主要路線の草刈りや支障木伐採等を行うとともに、県管理トイレの修繕を実施するものです。

**成瀬河川課長** 河川課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の30ページを御覧ください。

事業名欄の下から3番目、中小河川等洪水時避難行動支援事業費の予算額は9千万円です。本事業は、洪水発生時の住民の的確、確実な避難行動を支援するため、過去に浸水被害のあった中小河川等で、市町村が行う洪水ハザードマップの作成に要する経費に対し助成するものです。現在、中小河川のハザードマップについては、浸水実績や要配慮者施設の立地などを考慮しながら、優先度の高い255河川を対象に作成を進めています。そのような中で、全ての中小河川でのハザードマップ作成について、令和8年度を期限とすることが国から明確に示されたことから、本県でも助成対象河川を拡充し、引き続き事業を推進するものです。

次に、31ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、(単)緊急河床掘削事業費の予算額は7億5千万円です。本事業は、豪雨や台風などから、河川周辺住民の安全を確保するため、浸水被害が発生した河川などにおいて早急に河床掘削を実施し、河川の流下能力を改善させるものです。

次にその一つ下、(公)広域河川改修事業費の予算額は33億5,554万4千円です。本事業は、県管理河川において災害から県民の生命、財産を守るとともに、良好な河川空間を整備するため、河川改修を実施するものです。

次に一番下、(公)治水ダム建設事業費の予算額は9億4,762万5千円です。本事業は、老朽化が進む既存ダムにおいて長寿命化計画に基づき、ダムの機能の回復又は向上を図るため、堰堤改良工事を実施するものです。

次に、32ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、河川施設災害防止緊急対策事業費の予算額は15億3,800万円です。本事業は、災害に対して強靱な県土をつくり県民の安全を確保するため、国庫補助事業の対象とならない中小河川の河床掘削や堤防かさ上げ、樹木伐採等を実施するものです。

**小野港湾課長** 港湾課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の38ページを御覧ください。

新規事業、ポートセールス推進加速化事業費の予算額は2,821万5千円です。本事業は、大分港大在地区をはじめとした県内港の活性化を図るため、利用促進や集荷推進対策などのポートセールスに取り組むものです。

次に、40ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、(公)国直轄海岸事業負担金の予算額は2億2,307万9千円です。本事業は、国が実施する大分港海岸の護岸改良整備に要する費用を負担するものです。

次に、42ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、(公)重要港湾改修事業費の予算額は5億4,400万5千円です。本事業は、大分港など2港の重要港湾において、岸壁、臨港道路等の整備を実施するものです。

次に一番下、(公)国直轄港湾事業負担金の予算額は3億162万2千円です。本事業は、国が実施する別府港などの3港の岸壁、航路等の整備に要する費用を負担するものです。

**森崎砂防課長** 砂防課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の48ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、(単)急傾斜地崩壊対策事業費の予算額は7億3千万円です。本事業は、豪雨によるがけ崩れ等から住民の生命を保護するため、国庫補助事業の対象とならない急傾斜地の擁壁工等を実施するとともに、市町村が行う崩壊対策事業に対して助成を行うものです。

次にその一つ下、(公)火山砂防事業費の予算額は7億8,945万9千円です。本事業は、火山地域にて頻発する土砂災害から住民の生命

や財産を保全するため、土石流等のおそれのある箇所において、砂防堰堤などの整備を実施するものです。

次に、49ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、(公)砂防災害関連事業費の予算額は5億4,040万円です。本事業は、令和4年台風第14号により被災した由布市の花合野川において、再度の災害を防止するため、河道拡幅等の改良工事を災害復旧事業と一体的に実施するものです。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の52ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、盛土災害防止調査費の予算額は2,500万円です。本事業は、宅地造成及び特定盛土規制法等に基づき、宅地造成等規制区域や特定盛土等規制区域の指定を行うための調査を行うものです。

次に、53ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、魅力ある景観づくり推進事業費の予算額は2,358万円です。本事業は、市町村が行う観光ルート沿線等を阻害している樹木の伐採など、景観行政等の支援を行うものです。事業概要欄にマル新と記載している箇所を御覧ください。令和5年度は、新たな取組として、DESTINATIONキャンペーンに向けて市町村が行う展望所における、樹木伐採等の景観再生事業に対しても支援を行います。

次に、56ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、(公)街路改良事業費の予算額は25億3,899万5千円です。本事業は、大分市の庄の原佐野線など6路線の整備促進を図るものです。

**藤内公園・生活排水課長** 公園・生活排水課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の59ページを御覧ください。

農業集落排水事業費の予算額は1億4,250万円です。本事業は、中津市、佐伯市など14地区において、農業集落排水施設の改築工事を実施するものです。

次に、61ページを御覧ください。

事業名欄の上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費の予算額は5億1,131万3千円です。本事業は、大分スポーツ公園などの都市公園の指定管理者管理運営委託などに要する経費です。

次にその一つ下の新規事業、ハーモニーパーク環境整備事業費の予算額は4千万円です。本事業は、ハーモニーパークにおいて、各施設の老朽化対策と連携しフリーゾーンへの誘客を図るため、実証展示林の園路舗装などの環境整備を実施するものです。

次に、62ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、(公)県営都市公園長寿命化等対策事業費の予算額は1億6,590万円です。本事業は、大分スポーツ公園など公園施設長寿命化計画に基づいて行う施設の更新等に要する経費です。

次にその一つ下、生活排水処理施設整備推進事業費の予算額は4億6,575万1千円です。本事業は、きれいな水環境を創造し、次の世代に引き継ぐため、生活排水処理施設の整備等を実施する県下17市町村に対し助成するものです。事業概要欄にマル新と記載していますが、令和5年度は単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するための上乗せ支援の取組に加え、転換時に要する撤去費への助成を増額することで、生活排水処理対策のさらなる推進を図っていきます。

**中園建築住宅課長** 建築住宅課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の66ページを御覧ください。

事業名欄の上から2番目、住宅耐震化総合支援事業費の予算額は9,186万7千円です。本事業は、木造住宅の耐震性向上等を図るため、耐震アドバイザーを派遣するとともに、耐震診断や耐震改修を支援する市町村に対し助成するものです。

なお、事業概要欄にマル新と記載していますが、令和5年度については改修費用の助成に係る補助限度額を引き上げることで、住宅耐震化の促進を図っていきます。

次にその一つ下、子育て・高齢者世帯住環境整備事業費の予算額は3,635万6千円です。本事業は、子育て世帯の住環境の向上や三世代近居、同居の支援、高齢者の暮らしの安心確保のため、住宅改修に要する経費を支援する市町村に対し助成するものです。

**大谷公営住宅室長** 公営住宅室関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の67ページを御覧ください。

事業名欄の上から4番目、県営住宅等管理対策事業費の予算額は5億8,032万円3千円です。本事業は、管理代行者へ入退去や使用料収納等の業務を委託するとともに、県営住宅等の計画修繕などを実施するものです。

次に、69ページを御覧ください。

事業名欄の一番下、(公)既設県営住宅改善事業費の予算額は2億4,838万6千円です。本事業は、既存の県営住宅において長寿命化やバリアフリー化を図るため、給水管や外壁、屋上防水等を改修するとともに、高齢者世帯向けへの改善を実施するものです。

**桑田施設整備課長** 施設整備課関係の歳出予算のうち、主なものについて御説明します。

予算概要の72ページを御覧ください。

事業名欄の一番上、県有建築物防災対策推進事業費の予算額は14億9,046万4千円です。本事業は、地震による天井の脱落を防止するため、吊り天井耐震化に係る設計や工事を実施するものです。令和5年度は、県立総合文化センターの天井耐震化工事や別府国際コンベンションセンターの耐震化設計を実施します。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**小野港湾課長** 第10号議案令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算について御説明します。同じ資料の予算概要73ページを御覧ください。

表の一番左、区分欄の上から2番目です。

予算額は表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように10億46万6千円で、4年度当初予算額(B)に比べ、率にして27.7%の減となっています。これは主に、起債の元利償還金の減によるものです。歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の二つ右、財産収入として土地利用計画の変更に伴う臨海特会から港湾特会への土地の所属換えなどによる収入が9億9,750万円、その右、繰入金として減債基金からの繰入金が286万6千円です。

次に、75ページを御覧ください。

歳出については表の一番左、事業名欄の一番上、6号地事業費の予算額は9億9,760万円です。本事業は、6号地に係る維持管理等に要する経費です。

次にその下、公債費の予算額は286万6千円です。本事業は、6号地造成に伴う起債の元利償還金です。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**小野港湾課長** 第11号議案令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計予算について御説明します。同じ資料の予算概要73ページへお戻りください。

表の一番左、区分欄の上から3番目です。

予算額は表の左から2番目、予算額(A)の欄にあるように55億4,961万1千円で、4年度当初予算額(B)に比べ、率にして14.3%の増となっています。これは主に、大分港大在西地区のRORO船ターミナルのふ頭用地造成や、大在地区のガントリークレーンの工事着手などの増によるものです。歳入の主な内訳ですが、予算額(A)欄の右、使用料及び手数料として、附属地や野積場(のづみば)などの使用料が13億242万2千円、さらにその五つ右、県債として港湾施設建設事業債の借入れが40億3,100万円です。

次に、76ページを御覧ください。

歳出については表の一番左、事業名欄の一番上、港湾施設管理費の予算額は2億5,524万1千円です。本事業は、上屋や野積場などの港湾施設の管理に要する経費です。

その下、大分港大在コンテナターミナル管理運営事業費の9,568万6千円及びその下、別府港北浜ヨットハーバー管理運営事業費の1,041万8千円は、指定管理者への委託料などに要する経費です。

次にその二つ下、公債費の予算額は7億476万2千円です。本事業は、港湾施設整備事業に伴う起債の元利償還金です。

次に、77ページを御覧ください。

港湾機能施設整備事業費の予算額は43億6,305万円です。本事業は、大分港など6港のふ頭用地の造成などを実施するものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質

疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案令和5年度における土木事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**石掛土木建築企画課長** 第30号議案令和5年度における土木事業に要する経費の市町村負担について御説明します。

タブレットの土木建築委員会資料へ戻り、資料の7ページを御覧ください。

1の提案内容です。令和5年度における土木事業に要する経費の一部に充てるため、地方財政法等の規定により、市町村の負担割合を定めることについて、議決を求めるものです。

2の令和5年度負担割合については、令和4年度と変更ありません。

なお、各事業の負担割合については、事前に関係市町村の同意をいただいています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第31号議案権利の放棄について、執行部の説明を求めます。

**石掛土木建築企画課長** 第31号議案権利の放棄について御説明します。

資料の8ページを御覧ください。

まず、1提案理由です。工事請負の契約解除に伴う余剰前払金延納利息に係る債権について、発生時の債務者、この方は現債務者の父親になりますが、この方の破産により当該債権の回収が不能であるため、地方自治法の規定に基づき、権利の放棄についての議決を求めるものです。余剰前払金とは、前払金額から出来形部分に相応した金額を控除しても余剰として残った金額のことで、この金額は保証会社から弁済されていますが、延納利息は保証の対象外であるため、債権として残っており、今回それを放棄したいと考えています。

次に、2放棄する債権の内容です。債務者は、表の一番左に記載しているとおりです。表の一番右に被相続人及び債務者の状況を記載していますが、被相続人である両名の父親は、個人事業主として建設業を営んでおり、県と平成24年に工事請負契約を締結しています。その後、その契約は解除され、2年後の平成26年に、裁判所から自己破産による免責許可決定を受けて破産が完了しています。その後、令和3年11月に亡くなったため、その子どもである両名が相続を受け、債務者となっています。今回、県が放棄する金額は、表の中ほどにある5,707円です。

次に、3債権管理の方針ですが、回収可能な債権については回収を継続しますが、一定期間、今回は民法の消滅時効である10年を参考にしていますが、その期間を経過しても回収が見込まれないと判断される債権については、放棄の検討を行います。

次に、4個人破産者に対する債権放棄が必要な理由です。法人が破産した場合は、破産手続の終結により、帰属すべき法人自体が消滅するため、自動的に債務も消滅します。対して、個人が破産した場合は、免責許可決定により債務は免責されますが消滅はせず、自然債務として

残るのが判例、通説です。県もその考えにのっっているため、個人破産者に対する債権放棄が必要となります。

なお、自然債務とは、債権者が履行を請求することはできませんが、債務者が任意に履行することは可能な債務のことです。

最後に、5今後の対応です。個人破産者である被相続人の死亡により、自然債務を相続した債務者に対し、債権の放棄に係るこの議案を承認していただければ、債権の放棄を行った上で、不納欠損処分をします。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** たったという言い方は悪いんですけど、5,707円を相続人が払わない理由はなんですか。

**石掛土木建築企画課長** あくまでも任意の支払なので、こちらから払ってくださいと言えない債務のため、債務者の自主的な意思に委ねるようになっています。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第32号議案大分県港湾施設管理条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**小野港湾課長** 第32号議案大分県港湾施設管理条例等の一部改正について御説明します。

資料の9ページを御覧ください。

本条例は、港湾法の規定に基づき港湾施設の使用等の許可事務及び許可を受けた者から徴収する使用料や占用料等を定めたものです。今回改正を行う3点の概要について説明します。

一つ目は港湾施設の最大使用期間の延長です。

係留施設の専用使用に係る許可期間について、現行最長1年を3年に延長するものです。改正の背景として、放置艇対策が一定の成果を得たことから、今後は新たな放置艇を発生させない取組が必要です。その中で、毎年の使用許可申請の際に、内容の変更がないにもかかわらず毎年同じ書類を提出してもらうことが利用者の負担となっていることが判明したため、負担の軽減を図るものです。ただし、暫定係留施設等の管理運営を行う上で短期利用が望ましいと判断される施設については、運用上最長1年の扱いとします。

二つ目は大在ポンツーンに係る漁船減免規定の追加です。大在ポンツーンはプレジャーボートの係留を想定した施設であり、漁船に対する減免規定が設定されていないことから、他の係留施設との均衡を図る目的で減免規定を新たに設定するものです。改正の背景として、放置艇対策を進めていく中で、大分市裏川など暫定的に係留している漁船を大在ポンツーンへ誘導し係留許可する必要性が生じています。また、漁業振興の観点から、小型船舶用泊地では漁船の係船にかかる使用料は全額減免としていることから、大在ポンツーンについても同等の減免を行いたいと考えています。使用料の減免額についてですが、大在ポンツーンは小型船舶用泊地と異なり浮棧橋を設置していることから通常より建設費用が高く、係船にかかる使用料を小型船舶用泊地より高額に設定しています。減免額については、小型船舶用泊地における船の長さが5メートル以上の漁船に対する減免額2,600円と同額とし、10メートル以上の船舶に対する使用料は10メートル未満の使用料の1.5倍としていることから、減免額も同率で3,900円としています。

三つ目は大在コンテナクレーン使用料の減免措置期間の延長です。大分港の競争力を確保する観点から、減免措置を令和7年3月31日まで延長するものです。改正の背景として、平成8年度のコンテナクレーン新設時からコンテナ航路誘致促進のため減免を実施しており、現在の物流の動向や他港の使用料等から引き続き減

免が必要と判断したものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** 使用料の徴収率はどのくらいですか。

**小野港湾課長** 使用料の徴収率については、大在地区の小型船舶用泊地等で一部使用料を支払っていない方が見受けられますが、そこについては随時催促等の協議をして徴収を進めています。

それ以外にも県内で使用料の納付が遅れる事案もありますが、その都度事案ごとに、相手と協議して支払に向けて催促しています。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案工事委託契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 第33号議案工事委託契約の締結について御説明します。

資料の10ページを御覧ください。

本議案は、左上の位置図において赤で着色した、都市計画道路庄の原佐野線の下郡工区における、JR豊肥本線をまたぐ橋梁の下部工に係る工事委託契約の締結についてです。その下の事業の目的にあるとおり、本事業は、交通渋滞の緩和、地域連携の強化、防災機能の向上を目的として整備を進めており、右の写真の完成イメージのように、下郡バイパスやJR豊肥本線を立体交差する高架橋を整備しています。このうち、本工事委託は下段の事業区間全体図において赤で着色した線路に近接する橋脚2基の工事を委託するものです。

続いて、11ページを御覧ください。工事委託の必要性と内容について御説明します。

本工事は、左側の橋梁一般図にあるとおり、緑で着色したJRの軌道に対し、変位や変形などの影響が及ぶおそれがある範囲に、深さ約40メートルの杭基礎と橋脚躯体を構築するものです。このため、軌道の変位等の計測を行いながら、異常時には速やかに対応できる体制を整える必要があり、それが可能な鉄道施設の管理者へ工事を委託するものです。左下の工事委託内容にあるとおり、契約金額は8億6,107万2千円で、工期は着工が契約締結の日、完成が令和7年3月31日として、鉄道施設の管理者である九州旅客鉄道株式会社と工事委託契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第34号議案訴えの提起について、執行部の説明を求めます。

**大谷公営住宅室長** 第34号議案訴えの提起について御説明します。

資料の12ページを御覧ください。

1事件の概要にあるように、県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、再三にわたり家賃を納入するよう請求してきましたがこれに応じず、また、和解にも応じないため、住宅の明渡しなどを求め大分地方裁判所に提訴するものです。

今回の訴えの対象者は、県営敷戸住宅の入居者で43万7,600円の家賃を滞納しています。訴訟提起対象者は、滞納月数6か月以上又

は3か月以上かつ滞納額10万円以上の滞納者の中から、昨年12月に選考しました。また、今回の明渡し請求は、公営住宅法及び大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例に基づき行うものです。

次にその下、2請求の内容にあるように、今回の請求では、県営住宅の明渡しとともに、滞納家賃に加えて条例に基づく延滞金と損害賠償金の支払を求めるものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** 滞納者から選考ということですが、ほかにどの程度、起訴対象の滞納者はいますか。

**大谷公営住宅室長** 管理代行をお願いしている大分県住宅供給公社と毎月会議をしており、大体30人前後が対象になっています。その中のほとんどの方は、分納でお支払いいただいておりますが、この方はそれにも応じなかったため今回選考しました。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第35号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**桑田施設整備課長** 第35号議案工事請負契約の締結について御説明します。

資料の13ページを御覧ください。

本議案は、大分市高砂町の県立総合文化センターにおける特定天井改修工事に係る請負契約の締結についてです。

まず、工事の目的です。平成23年に発生した東日本大震災の際に、体育館、音楽ホール等の多数の建築物の天井が落下し、大きな被害が

生じたことを契機に、平成26年に天井脱落対策に係る技術基準が新たに定められました。本契約は、その技術基準に沿って、高さが6メートルを超えかつその面積が200平方メートルを超える、県立総合文化センターの特定天井について、耐震化工事を行うものです。

次に、工事概要です。工事箇所は、グランシアタの客席及びホワイエ、音の泉ホールの客席の3か所です。

具体的な工事内容としては、下の音の泉ホールの天井断面図を御覧ください。左側の図が改修前ですが、既存の天井仕上げ材とその吊り構造部材を全て撤去し、右側の図に黄色で着色しているように、新たに組み直した鉄骨に直接天井を固定します。

下のスケジュールを御覧ください。4月からグランシアタ及び音の泉ホールを休館し、着工する予定です。

上の工事概要の右側にお戻りください。入札の結果により、フジタ・梅林建設特定建設工事共同企業体と契約金額20億7,350万円、工期を令和6年5月17日限りとして、工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものです。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** これまで、イベントを予約等で受けていたんでしょうが、その辺の支障がこの休館で起こってないでしょうか。その辺をお聞きします。

**桑田施設整備課長** 県立総合文化センターは企画振興部の所管ですが、工事を行うことについて事前に、1年くらい前に1年間使用できない旨を広報しています。それから休館期間がなるべく短くなるように大きなホール——企画振興部と調整して二つの工事箇所を同時に行うことで工事期間がなるべく短くなるように、別々に着手すると騒音や振動の影響で工事期間が2か

年ということになりかねませんので、なんとか1年で工事を終わるようとしています。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたのでこれを許します。

まず、①の報告をお願いします。

**石掛土木建築企画課長** 放置艇対策について御報告します。

資料の14ページを御覧ください。

1の対策前の状況ですが、放置艇には、災害による二次被害の拡大や無秩序な係留による船舶航行への支障などの問題があることから、国は平成25年に放置艇対策に係る推進計画を策定し、令和4年度までの放置艇の解消を目標に掲げ、対策を推進してきました。一方、大分県では、平成30年10月末時点で、県管理の港湾や河川、漁港の3水域に約4,200隻の放置艇が存在しており、これは全国で4番目に多い状況でした。

2の対策の基本方針ですが、まず第1に、本来係留が禁止されている河川等の区域から、港湾や漁港等の係留区域へ誘導しました。第2に、船舶は各水域を自由に行き来できることから、国や市町村も含め各水域の管理者で連携して対策に取り組みました。第3に、県内全域で取組を推進しましたが、特に重点的に取り組む必要がある地域として佐伯地区、大分地区を適正化推進区域に指定し取り組みました。

3のこれまでの取組ですが、まず(1)の条例の整備として、県の責務のほか船舶所有者や事業者の責務などを明記した大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定するとともに、係留に関する許可手続や施設使用料等の規定の整備として大分県河川プレジャーボート等係留施設の設置及び管理に関する

条例の制定や大分県港湾施設管理条例などの改正を行いました。

次に、船舶の適正な係留に向けた環境整備のため、(2)の係留施設の整備、係留場所及び係留禁止区域の指定として、船舶を安全に係留するためにロープ等を結び付ける係船環等を整備するとともに、係留場所としての小型船舶用泊地や放置等禁止区域の指定を行いました。また、係留施設が不足する地区においては、佐伯市の中川、中江川、大分市裏川の河口部に治水上問題がないことなどを確認の上、暫定的な係留施設の整備を行いました。こうした取組により、昨年4月までに市町村漁港を含め、県内全ての係留施設において、係留の許可化を開始しました。

次に、(3)の制度の周知・啓発及び指導の実施については、県内全域で取組を推進する中、地区ごとに協議会を設置し、関係機関への周知とあわせ連携も行いつつ対策に取り組みました。また、船舶所有者への説明会等を開催し、制度の周知を行うとともに係留場所への誘導と使用許可を促しました。一方で、取組への同意が得られない船舶所有者もいたことから、何度も足を運び、制度についての理解と同意を求めました。それでもなお、指導に応じない所有者に対しては、海上保安部へ情報提供し、取締りを強化しました。

昨年11月には、大分海上保安部と放置艇に対する合同取締りを実施しました。大分港坂ノ市において、無許可で係留している放置艇13隻の船舶所有者11名が摘発されています。また、(4)の所有者不明船の撤去、処分については、令和元年度から令和4年度の間で、本年3月末までの見込みを含み、県管理の3水域で所有者不明337隻の放置艇を簡易代執行や廃棄処分により撤去、処分を行っています。

こうした取組により、4の放置艇数ですが、令和5年2月1日時点で、残り87隻となっており、解消率は97.9%となっています。また、本年3月末には18隻まで放置艇が減少し、解消率は99.6%となる見込みです。

5の今後の取組ですが、新たな放置艇の発生

防止や発見した場合の早期解決、未解消の放置艇18隻への行政指導の継続を徹底し、放置艇のない適正な環境の維持を図っていきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 1点いいですか、課長。放置艇の今後の防止と発見なんですけど、これって土木事務所の職員がパトロールすることになるんですか。

**石掛土木建築企画課長** 港湾を管理している土木事務所の巡視員が巡視して管理していきます。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、次に②の報告をお願いします。

**五ノ谷建設政策課長** 津波災害警戒区域の指定について御報告します。

資料の15ページを御覧ください。

まず、左上の1経緯です。先週の3月11日で東日本大震災から12年となりました。県では同様の被害を出さないよう、平成26年3月、想定される最大津波による浸水範囲や深さを示す津波浸水想定図を公表しました。これを用いて、市町村がハザードマップを作成し、住民にお知らせしてきましたが、このたび新たに津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域を指定します。

津波浸水想定図と警戒区域に浸水範囲の変更はありませんが、区域指定されると法的義務が発生します。具体的には、左側中ほどの2区域指定後の法的義務を御覧ください。

宅地建物取引業者は、土地建物の売買やアパート等の賃貸借契約の際に、重要事項説明が義務となります。また、学校、医療施設、福祉施設など、避難に配慮を要する方が利用する施設においては、避難確保計画の作成や避難訓練が義務付けられます。これらの義務を加えることで、何としても津波から人命を守るという考えのもと、円滑な避難の推進など、さらなる

安全性の確保につなげます。

右側の3指定スケジュールを御覧ください。

まず、切迫性の高まる南海トラフ地震の津波の影響が特に大きい佐伯市、臼杵市、津久見市を3月31日に指定します。それ以降、順次、県下の沿岸部全域に広げていく予定です。

次に、お手元のパンフレットを御覧ください。これは、県民向けのパンフレットとして、佐伯市、臼杵市、津久見市の3月1日号の市報に折込んで津波の影響を受ける地区の全戸に配布したものです。パンフレットをお開きいただき、右下の破線の四角囲みを御覧ください。これまでの津波浸水想定図は、津波による浸水の水位を水深の範囲ごとに色分けで表示していましたが、今回の津波災害警戒区域図は、津波が建物に衝突した際のせり上がりを考慮した基準水位を10メートル四方ごとに0.1メートル単位の数値で表示します。詳細な水位が分かることで、津波に対する安全な高さが明確になります。

住民の皆様には改めて、自宅や学校、職場などが津波でどのくらい浸水するか警戒区域図で確認いただき、あわせて避難場所の位置や避難経路の安全性なども事前に確認していただくよう啓発していきます。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に③の報告をお願いします。

**小野港湾課長** 県有地の売却について御報告します。

資料の16ページを御覧ください。

本案件は、大在西地区6号地C-2地区の一部、約1万2千平方メートルを全国農業協同組合連合会に売却するものです。面積が2万平方メートル未満のため、大分県県有財産条例第2条に基づく議決を要しませんが、企業誘致案件ということで、今回御報告します。

資料右側、位置図の下の写真を御覧ください。

青い線で囲んでいる全国農業協同組合連合会大分青果センターに隣接する赤い線で囲んだ場所が、売却予定地です。

資料左側、売却予定地の概要を御覧ください。

土地の所在地は、大分市大字青崎11番地1の一部です。台帳地目は、雑種地で売却面積は1万2,118.08平方メートルです。売却金額は2億8,477万4,880円で、売却予定地の造成に要した費用等が償還できる金額です。

契約の相手方は、全国農業協同組合連合会代表理事理事長の野口栄氏です。契約の方法は、随意契約で、根拠法令等は、地方自治法施行令及び随意契約ガイドライン1の(13)のア特産物等の保護推奨のため、県の保有する物件を当該関係者に売り払うものに該当します。

期待される効果として、全国農業協同組合連合会の大分青果センターは、RORO船の活用など九州の東の玄関口としての拠点化戦略の物流拠点として欠かせない施設となっており、売却予定地における同センターの規模拡大に伴い、農産物取扱量の増加と新RORO船ターミナルの利用促進が期待できます。

契約予定日は、令和5年4月中を予定しています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に④の報告をお願いします。

**樋口都市・まちづくり推進課長** 大分県広域景観保全・形成指針の策定について御報告します。

資料の17ページを御覧ください。

本指針については、令和4年12月の本委員会において策定の概要を御報告しましたが、その後、本年1月からパブリックコメントを実施し、最終案を取りまとめたので御説明します。

まず、資料左上1の広域景観保全・形成の課題の(1)県及び市町村間の連携についてです。景観行政については、景観法の基本的な考え方にのっとり、市町村が景観行政団体として主体的にその役割を担っています。本県では、令和2年3月末までに全ての市町村が景観行政団体となり、それぞれの区域ごとに地域の特性を踏まえた、きめ細かな取組が進められています。しかし、本県の優れた景観は市町村の境を越えて存在することも多くあることから、今後は図に示すとおり、複数の市町村にわたる広域的な景観について、一体的な保全や形成が図られるよう、関係する市町村がその価値を共有した上で、景観計画に定める規制の内容等を調整するなど、連携した取組を進めていく必要があります。

(2)の景観に影響を与える要因の増加については、メガソーラー、風力発電、空き家など景観上の課題が生じており、右の囲みにあるように、景観行政団体である市町村の主体的な取組を促すことが必要です。また、特に再生可能エネルギー推進については、景観保全との両立が課題となっており、景観法の仕組みを活用した適切な規制誘導が図れるよう、市町村の取組を支援していくことが必要です。

(3)の景観の活用についてですが、景観はそこを訪れてみたい、住んでみたいという気持ちを起こさせるものであり、貴重な観光資源であるだけでなく、地域振興にもつながるものです。このため、単に景観を守るだけでなく、これを活用して地域振興につなげていくことも重要だと考えています。

次に左下、2の指針の理念ですが、上述した課題を踏まえて、県民、事業者、市町村、県がおおいたらしい景観の価値を理解、共有するとともに、協働して守り育て、魅力ある景観を次世代に引き継いでいくとしています。

資料の右側を御覧ください。3の指針による新たな取組についてです。

赤色で示しているように、県は広域景観の観点から各地域の景観行政を支援していきます。

具体的には、(1)の関係者が協働する新た

な仕組みづくりです。良好な景観の保全や形成のため、地域の景観行政推進の核として県民、事業者、市町村、県が協働する広域景観協議会を市町村が設置し、県として支援します。

協議会の取組例としては、右側中段の囲みの部分ですが、関係市町村の規制誘導策の調整や、守るべき景観の意識の共有などに取り組みます。

(2)の広域景観エリアの設定では、下の図にあるとおり日豊海岸などの一体的、連続的な七つの広域景観エリアで広域景観協議会を設立します。また、耶馬溪や院内、安心院などの石橋のように、点在していますがイメージとして一体的な広域景観であるような五つのエリアで、県が主催するセミナーなどを通じ、価値の共有を図ります。なお、本指針は3月末の公表を予定しています。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別に御質疑等もないので、次に⑤の報告をお願いします。

**藤内公園・生活排水課長** 大分県生活排水処理事業広域化・共同化計画の策定について御報告します。

資料の18ページを御覧ください。

計画の素案については、令和4年12月の本委員会において御報告しましたが、その後、本年1月からパブリックコメントを実施し、最終案を取りまとめたので御説明します。

資料左上、1計画策定の背景を御覧ください。本計画は、市町村単位で実施している生活排水処理事業について、事業運営の効率化を目的に、市町村や事業の枠を越えた取組により、広域連携の推進を図るものです。策定経緯については関係4省より令和4年度までの策定を要請されており、広域化・共同化計画策定が令和5年度から交付金事業の交付要件となっています。

資料左下、2生活排水処理事業の現状・課題

を御覧ください。市町村は、大分県生活排水処理施設整備構想2015に基づき整備を推進しており、目標指標である生活排水処理率を、中間年度の令和7年度末に90%としています。令和3年度末時点の生活排水処理率は80.5%です。目標達成に向けての課題は、技術職員の不足や施設老朽化の進行、人口減少に伴う使用料収入の減少などによる事業運営の悪化などの課題を抱えながら、施設整備の一層の推進が必要となっていることです。このため、課題解決に向け、広域連携により改善の見込まれる取組を検討しました。

資料右側、3取組メニューとロードマップを御覧ください。最上段施設の統廃合は、各市町村内の複数の処理区域を管路で接続するなどにより、処理施設を集約するもので、大分市ほか7市で計画しています。2段目汚泥処理の共同化は、大分市で建設する汚泥固形燃料化施設で周辺8市町の処理施設から発生する汚泥を共同処理するものです。このほか共同化の取組として、台帳管理システムの整備、保守や人材育成、災害対応合同訓練などを計画しています。

今後の予定ですが、本計画は今月中に公表する予定です。

**清田委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** ちょっといいですか。質問と言うか非常に壮大な計画だと思うんですけど、イメージとして例えば佐伯市だと農業集落も漁業集落も、あと公共下水もあるんですけど、それを管路で長期的につないでいけば、処理場も一つ減らせるよねとか、そうやって省略可していいということですか。

**藤内公園・生活排水課長** そういったイメージでいいのですが、そこまで大きくはなくて隣と隣の漁業集落と漁業集落を合わせるとかすぐ近くにある漁業集落を下水道につなぎ込む形で、そんなに大きなイメージではないです。

**清田委員長** そういう計画と言うかプランニングをこれから行くと。

**藤内公園・生活排水課長** 実際に可能なところで、コストを余りかけずに共同化できるとか広域化できるというものを考えています。

**清田委員長** 委員外議員の方は、御質疑はありませんか。

**太田委員外議員** 汚泥の最終処分はどういう形で考えているかお聞きします。

**藤内公園・生活排水課長** 最終処分というのは下水道ということによろしいですか。

**太田委員外議員** ロードマップの中に書かれている共同処理の、最後に集まった汚泥をどう処理するのか。

**藤内公園・生活排水課長** このハード施設のところです。汚泥共同化は、さきほど申しましたが、大分市で建設している汚泥を燃料化する施設が令和6年度に完成予定です。施設が完成したら、汚泥をそれぞれの市町村が処理していたものを持ってきてリサイクルします。

**清田委員長** ほかに御質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 別にないので、ここで私から一言お礼を申し上げます。

〔清田委員長 挨拶〕

〔島津土木建築部長 挨拶〕

**清田委員長** それでは最後に、この春で御勇退される方を代表して、岩崎理事兼審議監からも一言お願いしたいと思います。

〔岩崎理事兼審議監 挨拶〕

**清田委員長** これをもって土木建築部関係を終わります。

執行部及び委員外議員の皆様は御苦労様でした。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**清田委員長** これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査について、お諮りします。内部協議資料の継続調査申出書を御覧ください。

今期定例会は、今月17日をもって閉会とな

りますが、現委員は、議員の任期である4月29日まで委員として在任することになります。

したがって、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**清田委員長** 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

以上で予定されている事項は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**清田委員長** なければ、懇親会について協議をします。

〔委員協議〕

**清田委員長** ほかにないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。